輸出対応型生産・出荷施設緊急整備 事業交付要綱の制定について

 24 生産第2344号

 平成24年11月30日

 農林水産事務次官依命通知

この度、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業の実施に係る輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、 貴局管内の都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業交付要綱

(通則)

第1 農林水産大臣は、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業実施要綱(平成24年11月30日付け24生産第2343号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
 - 2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同 要綱第3の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことがで きることとし、これに対する交付率は、農林水産省生産局長(以下「生産局長」とい う。)が別に定めるところによる。

(申請手続)

- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第8のただし書を除き、以下同じ。)に提出するものとする。
 - 2 都道府県は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかで

ない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行 うものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第5 都道府県は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6 規則第3条第1号イ及び口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の 重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第7 都道府県は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、事業(本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の1月末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の2月末日までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長等(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。)が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
 - 2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第9 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、 地方農政局長等に正副2部提出しなければならない。
 - 2 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出する に当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕 入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して 報告しなければならない。
 - 3 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出した 後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費 税等相当額が確定した場合には、その金額(前記の規定により減額した各事業実施主 体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速

やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれ を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付金の経理)

第11 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

別表(第2、第6関係)

区 分	経費	交 付 率		な変更
区 分 輸出荷藤業 1 産業備 2 食対 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 5 を 6 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	経 費 1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する 経費	交 付 率 定額 (1/2以内)	経費の配分の変更	事業の内容の変更 1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更